

こどもの成長と学びを尊重する決議案

本案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月27日

大阪市会議長 竹 下 隆 様

提 出 者

佐々木 哲 夫	杉 田 忠 裕	岸 本 栄	永 井 広 幸
荒 木 肇	永 井 啓 介	森 山 よしひさ	

(別 紙)

こどもの成長と学びを尊重する決議

全てのこどもが健やかに育ち、安心して学べる環境を守ることは、持続可能な地域共生社会の実現に向けた重要な取り組みの一つである。この目標を達成するためには、児童の権利に関する条約及びこども基本法の理念に基づき、こどもが育ち、学ぶ施設や地域において、その権利が十分に保障されることが必要である。

また、全てのこどもが、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるようにしなければならない。

そのためには、こどもたちにとって、安全で安心して過ごせる教育環境を整えるべきである。

しかしながら、都市の高層化による人口密度の増加に伴い、こどもが育ち、学ぶ施設において教育活動から発生する音等が市民の生活環境に与える影響について様々な意見が生じている現状を踏まえると、こどもが育ち、学ぶ施設と地域住民が共生に向けて、相互理解を一層深める必要がある。

よって本市会は、こどもが育ち、学ぶ施設や地域が一体となって、こどもの最善の利益を尊重し、学びや遊びを含む健やかな成長を支えることを強く望むものである。

以上、決議する。

令和7年3月 日

大 阪 市 会